

第5号議案

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月27日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

大分県移住者居住支援事業の補助要件の改正に伴い、本条例における県外転入者の持家取得に係る助成対象者の要件を改正したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例（平成 26 年豊後大野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「市外」の次に「（県外を除く。イにおいて同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該契約締結の日において県外に居住している者又は県外から転入し、当該契約締結の前日において市内に居住していた者（当該居住に係る転入の日が当該契約締結の日の 1 年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に契約を締結した住宅の取得に係る助成から適用し、同日前に契約を締結した住宅の取得に係る助成については、なお従前の例による。